

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	屈折はしご付消防ポンプ自動車重点整備（曙屈折車）
発 注 課	消）総務部施設管理課
選 定 事 業 者	株式会社北海道モリタ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、重大な事故を未然に防止することを目的に、専門業者によるオーバーホールを行うものである。当該車両は、はしご本体、バスケット装置、傾斜矯正装置、安全装置及び油圧装置等、多数の複雑な装置で構成されており、設計段階から車台部及び架装部を一体として製作されたものであるため、オーバーホールのように一度分解して点検整備を行う場合は、車両製作時のデータを基に機能及び安全性を復元した上で、日本消防検定協会の定める基準を満たす必要がある。</p> <p>当該車両は、平成23年12月に株式会社北海道モリタが製作したもので、製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に基づく責任は、当該車両の製造者にあると定められているため、オーバーホールのような分解整備は、メーカーの責任下で実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、当局で導入している屈折はしご車のオーバーホールの契約業者は、当該車両の製造業者に特定される。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年5月22日